

旧警戒区域で観光牧場を営んでいた申立会社について、原発事故により営業できなくなったことによる逸失利益、飼育していた動物の財物損害が賠償された事例。

(全部) 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）〇事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 休業損害（逸失利益）
	イ 休業損害（逸失利益）
	ウ 追加的費用
	エ 財物損害（〇〇生体）
	オ 回収不能売掛金
	カ 本件和解仲介に関する弁護士費用
期 間	損害項目アについて
	自 平成23年3月11日
	至 平成25年6月末日
	損害項目イについて
	自 平成25年7月1日
	至 平成27年2月末日
	損害項目ウ、オ、カについて
	自 平成23年3月11日
	至 平成24年5月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の期間について、和解金として

ア 休業損害（逸失利益）	金8,554,000円
イ 休業損害（逸失利益）	金6,110,000円
ウ 追加的費用	金1,171,890円
エ 財物損害（〇〇生体）	金6,232,000円
オ 回収不能売掛金	金300,000円

カ 本件和解仲介に関する弁護士費用 金671,100円
の合計金23,038,990円の支払義務のあることを認める。

3 仮払金の控除

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項記載の損害に対する賠償金の一部として、金200,000円を支払済みであることを確認し、この既払金200,000円と第2項記載の和解金23,038,990円とを精算する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

第1項に掲げる損害項目(当該期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

ただし、第1項イ及びエ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

また、第1項イ記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月28日

(仲介委員 板垣眞一)